

平成30年度から 国保制度が変わります

都道府県と市区町村が一体となって国保を運営します

平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、国民健康保険制度が改正されることになりました。

〔制度改正のポイントは？〕

国保の運営は、これまで各市区町村が行っていましたが、平成30年4月からは**都道府県が財政運営の責任を担い、市区町村とともに国保の運営主体（保険者）**となります。また、市区町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進し、制度の安定化を目指します。



〔なぜ都道府県も運営に加わるの？〕

国民医療費は年々増え続けており、平成27年度は42兆3,644億円となっています。高齢化の進展などが要因となり、この10年間で約1.3倍に増加しました。団塊の世代が全員75歳以上になる2025年には、総額61兆8,000億円にのぼると予想されています。

国民健康保険制度は国民皆保険の基盤ですが、構造的な課題を抱え、厳しい財政状況が続いています。今後も国保制度を維持していくために都道府県も保険者に加わり、国保財政の安定化を目指します。

《国保制度の構造的な課題》

年齢構成が高く
医療費水準が高い

所得水準が低く
保険料（税）の負担が重い

財政運営が不安定になるリスクの高い
小規模保険者が多い

✿国保制度財政の安定化のために✿

公費による国保の財政支援が拡充されることに加え、都道府県が財政運営の責任主体となり、各市区町村の被保険者数や所得水準等に応じた納付金や交付金を管理することにより、財政の安定化が図られます。

〔役割分担はどうなるの？〕



県と市町村は、下記のように役割分担して国保運営に当たります。

	県	市町村
役割	安定的な財政運営や効率的な事業等の実施について、中心的な役割を担います。	住民の身近な窓口として、被保険者証の発行や保険料（税）の賦課・徴収、保険給付、保健事業などを行います。
資格管理	●事務の効率化、標準化、広域化を推進	●被保険者証の交付など
保険料（税）	●市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	●標準保険料率等を参考に保険料（税）率を決定
保険給付	●給付に必要な費用を、全額市町村に対して支払い	●保険給付の決定、支給
保健事業	●市町村に対して、必要な助言・支援	●健診やデータヘルス事業など、よりきめ細かい保健事業の実施

○各種届け出等の窓口は、これまでどおりお住まいの市町村となります。



変わること①

●被保険者の資格管理が県単位となります

制度改革により、被保険者の資格管理を県単位で行うことになります。そのため平成30年4月以降は、県内であれば他の市町村に住所異動（転居）した場合でも、資格の喪失および取得が生じなくなります。ただし、異動先の市町村における「適用開始年月日」の記載された被保険者証を交付しますので、従来どおり各市町村（転出・転入先）に届け出てください。

※制度改革とともに、被保険者証等の様式が変更されます（市町村の定める一斉更新日以降）。

変わらないこと

県内の他市町村に異動した場合でも、これまでどおり転出・転入先の市町村の窓口へ届け出を行います。

変わること②

●保険料（税）の決め方が変わります

これまで市町村が個別に保険給付費等を推計し、保険料（税）額を決定していました。今後は、県が市町村ごとの医療費水準や所得水準等を考慮して「標準保険料率」を示し、これらを参考に各市町村が保険料（税）額を決め、賦課・徴収を行います。

※保険料（税）の算定の基礎が変更となるため、保険料（税）率に影響が出る可能性があります。保険料（税）負担が急激に著しく上がらないように、激変緩和措置が行われます。



変わらないこと

保険料（税）の賦課・徴収はこれまでと変わらず、お住まいの市町村が行います。口座振替のための金融機関なども変更はありません。

変わること③

●高額療養費の多数回該当の通算方法が変わります



医療費には自己負担限度額が設けられており、これを超える高額な負担となった場合、申請して認められれば、限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。さらに、過去1年間のうちで高額療養費に4回以上該当した場合には、限度額が引き下げられます。これを「多数回該当」といいます。

これまで市町村をまたいで転居した場合、国保の資格を喪失するため高額療養費の該当回数は通算されませんでした。しかし、平成30年4月以降は県内での住所異動は資格の喪失とならないため、該当回数が通算されるようになります。

変わらないこと

高額療養費をはじめ、出産育児一時金や葬祭費等の給付に関するここと、特定健診など保健事業に関するこことは、今後も市町村が行います。

○掲載内容は、平成29年11月時点での情報です。今後の政省令の改正等により変更となる場合があります。